

令和6年度 水質検査計画書

水質検査計画

- 1 水質検査計画に関する基本方針
- 2 水道事業の概要
- 3 水道の原水及び水道水の状況並びに水質管理上の問題点
- 4 水質検査を行う項目
- 5 給水栓での水質検査及び採水地点・採水頻度
- 6 臨時の水質検査に関する事項
- 7 水質検査計画及び検査結果の公表
- 8 水質検査結果の評価
- 9 水質検査の精度と信頼性保証
- 10 関係者との連携について



西部配水場

大木町 建設水道課

1 水質検査計画に関する基本方針

本町の水道事業における水質検査計画は、給水する水道水の安全性を的確、迅速に確認することを基本とし、水道法第 20 条の規定により、水質検査を実施することを基本とします。

検査項目は、水道法で義務付けられている水質基準、性状確認のため、本町独自で行う検査項目とします。

2 水道事業の概要

本町の水道事業は、筑後川の表流水を水源に久留米市荒木町の福岡県南広域水道企業団で浄水された水道水(基本水量 4,660m³)を、久留米市三潴町壱町原地区にある久留米市との共同配水場「西部配水場」で受水し、町内に配水しています。

◎ 給水状況(令和 5 年 3 月 31 日現在)

給水区域	大木町内全域
給水区域内人口	13,809 人
給水人口	13,721 人
給水件数	5,017 件
普及率	99.40%
計画給水人口	14,300 人
計画一日最大給水量	4,660 m ³ /日
一日最大給水量	4,143 m ³ /日
一日平均給水量	3,102 m ³ /日
一人一日平均給水量	226 リットル/人・日

3 水道の原水及び水道水の状況並びに水質管理上の問題点

本町の水道水は、筑後川から取水された河川水を久留米市荒木町にある福岡県南広域水道企業団荒木浄水場で浄水され、一旦西部配水場で受水し、大木町内に配水していますが、企業団の水質検査体制により、水質基準値を大幅に下回っており、安全で良質な水であるといえます。

4 水質検査を行う項目

水質検査計画において実施する検査項目、各項目の検査頻度及び頻度の選定理由は、別表1のとおりです。また水質基準項目の検査方法は、環境省が定めた水道水の検査方法によって実施されます。

また、その他の項目の検査方法は、上水試験方法等によって実施されます。

なお、水質検査は、下記に委託しております。

久留米市荒木町白口 55 番地
福岡県南広域水道企業団 水質センター
電話 0942-27-1563
FAX 0942-27-1795

5 給水栓での水質検査及び採水地点・採水頻度(別紙採水箇所図参照)

給水栓での水質検査は、給水した水道水が「良質で安全」な水道水で水質基準値に適合しているか確認する検査をします。採水は、原則として給水栓になっています。

採水場所については、別紙水質検査採水箇所図に示すとおり、給水区域内に1箇所を設け、採水頻度は「良質で安全」な水道水の給水のため毎月1回採水します。

なお、水道法で定められている残留塩素・濁り・色の検査は毎日1ヶ所を実施、記録し、安全性を確認します。

6 臨時の水質検査に関する事項

次のような状況になり水質基準に適合しないおそれがある場合、臨時の水質検査を行います。

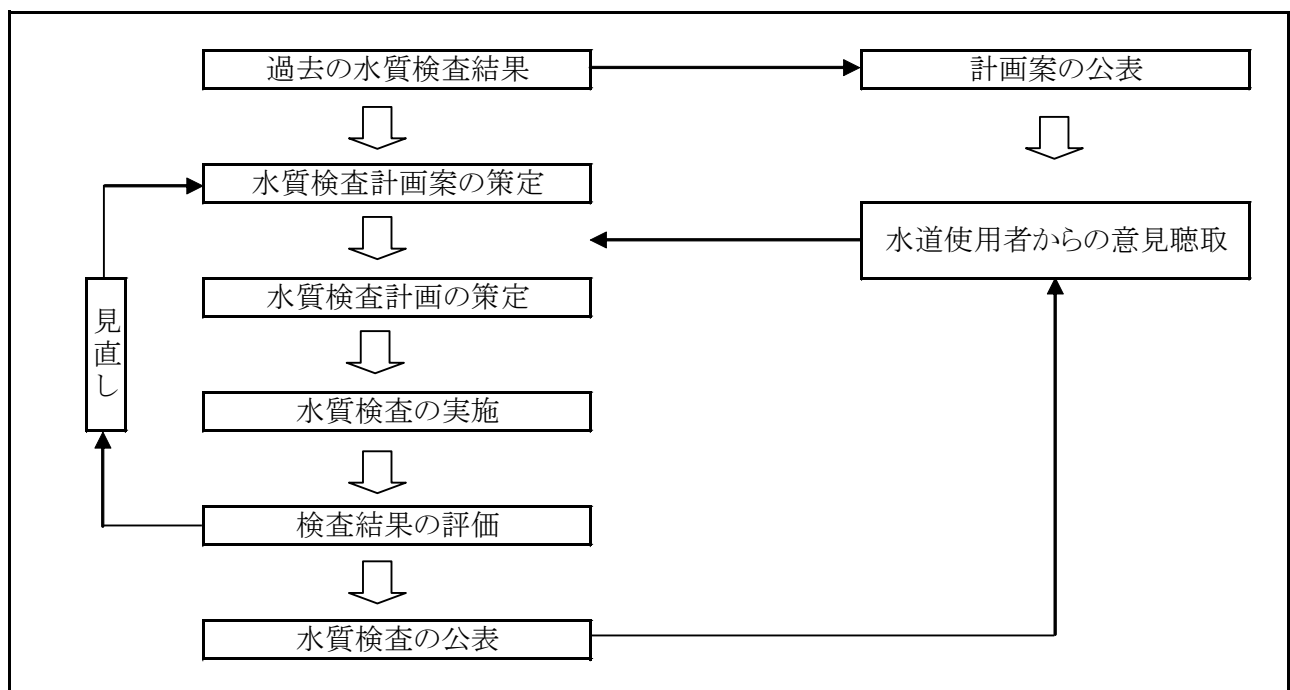
- ① 水源の水質が著しく悪化したとき。
- ② 水源に異常があったとき。
- ③ 給水区域及びその周辺において消化器系感染症が流行しているとき。
- ④ 浄水過程に異常があったとき。
- ⑤ 配水管の大規模な工事、その他水道施設が著しく汚染された恐れがあるとき。
- ⑥ その他、特に必要があると認められるとき。

7 水質検査計画及び検査結果の公表

水質検査計画は、お客様から頂いた水道水質に対するご意見を反映させて、町ホームページ等で公表します。

また、検査結果についても、町ホームページ等で公表いたします。

水質検査計画策定のフロー図



8 水質検査結果の評価

水質基準は、水道水が満たすべき水質上の要件であり、水道水すべてについて満たされる必要があります。従って、検査結果の評価は検査ごとに行い、基準を超えている場合には直ちに原因究明を行い、基準を満たす水質を確保します。

9 水質検査の精度と信頼性保証

本町では、水質検査の測定値の信頼性を確保するため、福岡県南広域水道企業団が行う精度管理の内容及びその結果について、報告を受け確認することとしています。

10 関係者との連携について

本町は、水道水の安全性を確保していくため、水道用水供給事業者である福岡県南広域水道企業団の浄水管理課及び水質センター及び久留米市上下水道部と連絡体制を整備し、水質事故などに対応できるようにしています。

(別表1)

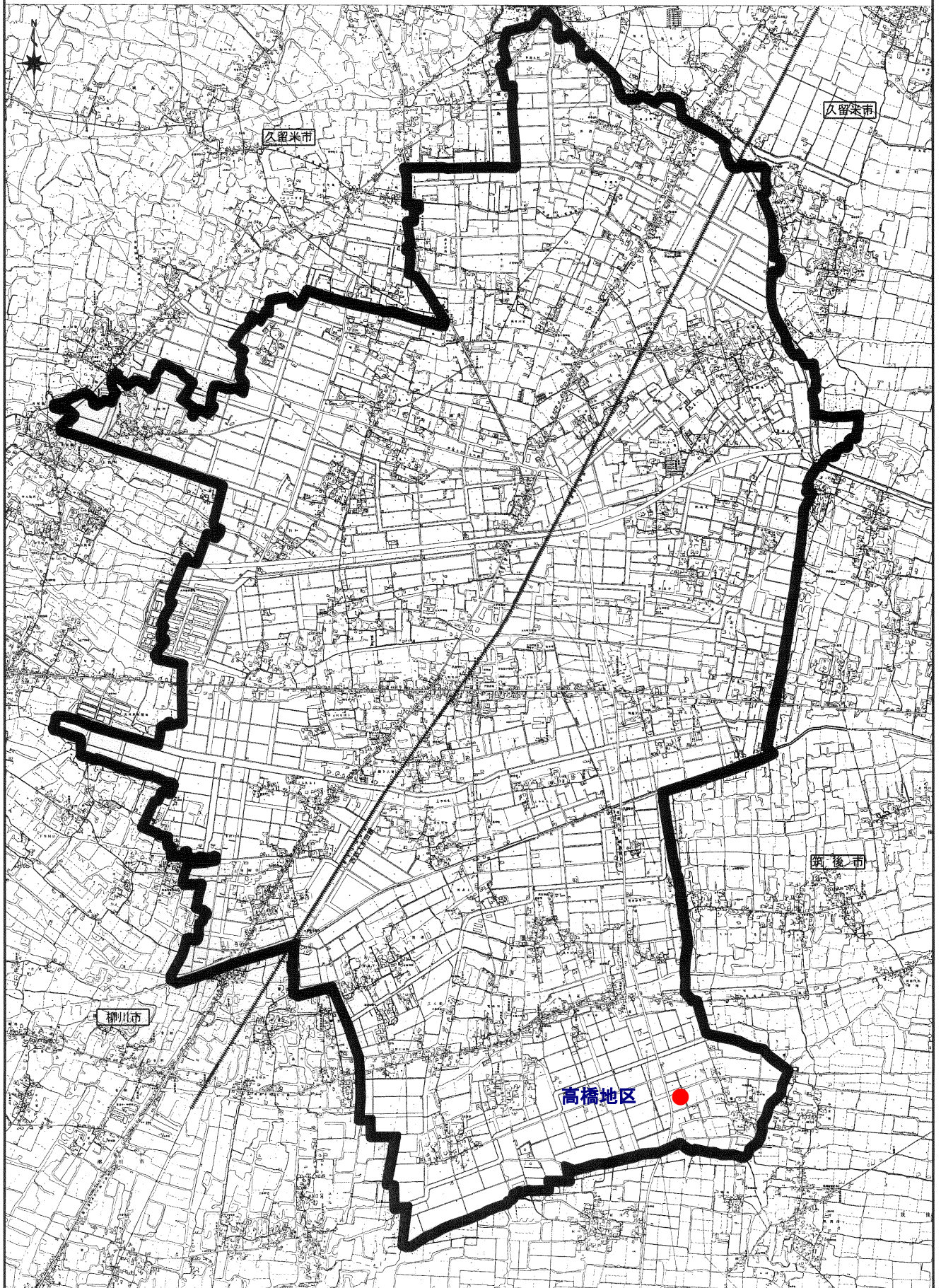
水道法で定めた水質検査計画（水質基準項目）

番号	定期検査項目	基準値 (mg/L)	過去3年間の最大値	基本検査頻度 回/年	(義務的) 検査頻度 回/年	実施検査頻度 回/年	設 定 理 由
基1	一般細菌	100/ml	90	12回/年	12回/年	12回/年	法の規定により検査
基2	大腸菌	不検出	陰性	12回/年	12回/年	12回/年	
基3	カドミウム及びその化合物	0.003	<0.0003	4回/年	1回/3年	1回/年	
基4	水銀及びその化合物	0.0005	<0.00005	4回/年	1回/3年	1回/年	法の規定により安全性確認の為検査
基5	セレン及びその化合物	0.01	<0.001	4回/年	1回/3年	1回/年	
基6	鉛及びその化合物	0.01	<0.001	4回/年	1回/3年	1回/年	
基7	ヒ素及びその化合物	0.01	<0.001	4回/年	1回/3年	1回/年	
基8	六価クロム化合物	0.02	<0.002	4回/年	1回/3年	1回/年	
基9	亜硝酸態窒素	0.04	<0.004	4回/年	1回/3年	1回/年	
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	<0.001	4回/年	4回/年	4回/年	法の規定により検査
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	0.9	4回/年	1回/3年	1回/年	法の規定により安全性確認の為検査
基12	フッ素及びその化合物	0.8	0.11	4回/年	1回/年	1回/年	
基13	ホウ素及びその化合物	1	0.04	4回/年	1回/3年	1回/年	
基14	四塩化炭素	0.002	<0.0002	4回/年	1回/3年	1回/年	
基15	1, 4-ジオキサン	0.05	<0.001	4回/年	1回/3年	1回/年	
基16	シス及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04	<0.002	4回/年	1回/3年	1回/年	
基17	ジクロロメタン	0.02	<0.001	4回/年	1回/3年	1回/年	
基18	テトラクロロエチレン	0.01	<0.001	4回/年	1回/3年	1回/年	
基19	トリクロロエチレン	0.01	<0.001	4回/年	1回/3年	1回/年	
基20	ベンゼン	0.01	<0.001	4回/年	1回/3年	1回/年	
基21	塩素酸	0.6	0.12	4回/年	4回/年	4回/年	
基22	クロロ酢酸	0.02	<0.002	4回/年	4回/年	4回/年	
基23	クロロホルム	0.06	0.025	4回/年	4回/年	4回/年	
基24	ジクロロ酢酸	0.03	0.003	4回/年	4回/年	4回/年	
基25	ジブromクロロメタン	0.1	0.005	4回/年	4回/年	4回/年	
基26	臭素酸	0.01	<0.001	4回/年	4回/年	4回/年	法の規定により検査
基27	総トリハロメタン	0.1	0.037	4回/年	4回/年	4回/年	
基28	トリクロロ酢酸	0.03	0.012	4回/年	4回/年	4回/年	
基29	ブromジクロロメタン	0.03	0.009	4回/年	4回/年	4回/年	
基30	ブromホルム	0.09	<0.001	4回/年	4回/年	4回/年	
基31	ホルムアルデヒド	0.08	0.002	4回/年	4回/年	4回/年	法の規定により安全性確認の為検査
基32	亜鉛及びその化合物	1	0.006	4回/年	1回/3年	1回/年	
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2	0.05	4回/年	4回/年	4回/年	法の規定により検査
基34	鉄及びその化合物	0.3	<0.01	4回/年	1回/3年	1回/年	法の規定により安全性確認の為検査
基35	銅及びその化合物	1	<0.005	4回/年	1回/3年	1回/年	
基36	ナトリウム及びその化合物	200	10	4回/年	1回/3年	1回/年	
基37	マンガン及びその化合物	0.05	<0.001	4回/年	1回/3年	1回/年	
基38	塩化物イオン	200	15	12回/年	12回/年	12回/年	法の規定により検査
基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300	38	4回/年	1回/年	1回/年	法の規定により安全性確認の為検査
基40	蒸発残留物	500	156	4回/年	4回/年	4回/年	
基41	陰イオン界面活性剤	0.2	<0.02	4回/年	1回/3年	1回/年	
基42	ジェオスミン	0.00001	<0.000001	原因藻類発生時期に月1回	原因藻類発生時期に月1回	原因藻類発生時期に月1回	法の規定により検査
基43	2-メチルイソボルネオール	0.00001	0.000003	原因藻類発生時期に月1回	原因藻類発生時期に月1回	原因藻類発生時期に月1回	法の規定により検査
基44	非イオン界面活性剤	0.02	<0.002	4回/年	1回/3年	1回/年	法の規定により安全性確認の為検査
基45	フェノール類	0.005	<0.0005	4回/年	1回/3年	1回/年	法の規定により検査
基46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3	0.9	12回/年	12回/年	12回/年	
基47	PH値	5.8~8.6	7.7	12回/年	12回/年	12回/年	
基48	味	異常でないこと	異常なし	12回/年	12回/年	12回/年	水道法の規定に基づく毎日検査
基49	臭気	異常でないこと	異常なし	12回/年	12回/年	12回/年	
基50	色度	5	<0.5	12回/年	12回/年	12回/年	
基51	濁度	2	<0.1	12回/年	12回/年	12回/年	

：おおむね月1回以上行う項目(省略不可)

：消毒副生成物である項目(省略不可)

大木町水道事業水質検査採水箇所図



● 12回/年 水質検査採水箇所